

とうふっこ

濤沸湖



CONVENTION ON WETLANDS
(Ramsar, Iran, 1971)

保全と利用のためのルール



濤沸湖エコツーリズム推進協議会

一 目 次 一

はじめに	1
1. ラムサール条約とワイズユース	2
2. 潤沸湖の魅力	3
3. ルール作成の経緯	4
4. 『潤沸湖 保全と利用のためのルール』	5
(1) 潤沸湖の保全と利用のためのルール	6
(2) 潤沸湖の保全と利用のためのマナー	11
(3) 潤沸湖の利用にあたっての注意事項	12
5. ルールの更新について	13
6. 「潤沸湖水鳥・湿地センター」の役割	13
7. 『潤沸湖 保全と利用のためのルール』の普及および推進について	13



タンチョウ



オオハクチョウ



オオワシ



コミミズク



ノビタキ



カワアイサ



ヘラシギ



タカブシギ



ミズバショウ



クロユリ



センダイハギ



ミズナラ



エゾモモンガ



エゾリス



エゾアカガエル



オオルリボシヤンマ

はじめに

濤沸湖は、ハクチョウ類、ガン・カモ類をはじめ、干潟や汽水湖に特徴的なシギ・チドリ類など、北海道でも有数の水鳥の渡来地（渡りの中継地）になっています。また、タンチョウやオジロワシなどの様々な希少な生きものたちが生息し、繁殖の場としても利用しています。湖岸や後背の湿生草原に目を移すと、ヒオウギアヤメやアッケシソウなどの美しい野草を観察することができます。

このような、豊かな自然環境を背景として、濤沸湖は国指定鳥獣保護区や網走国定公園に指定されているとともに、2005年からラムサール条約登録湿地になりました。

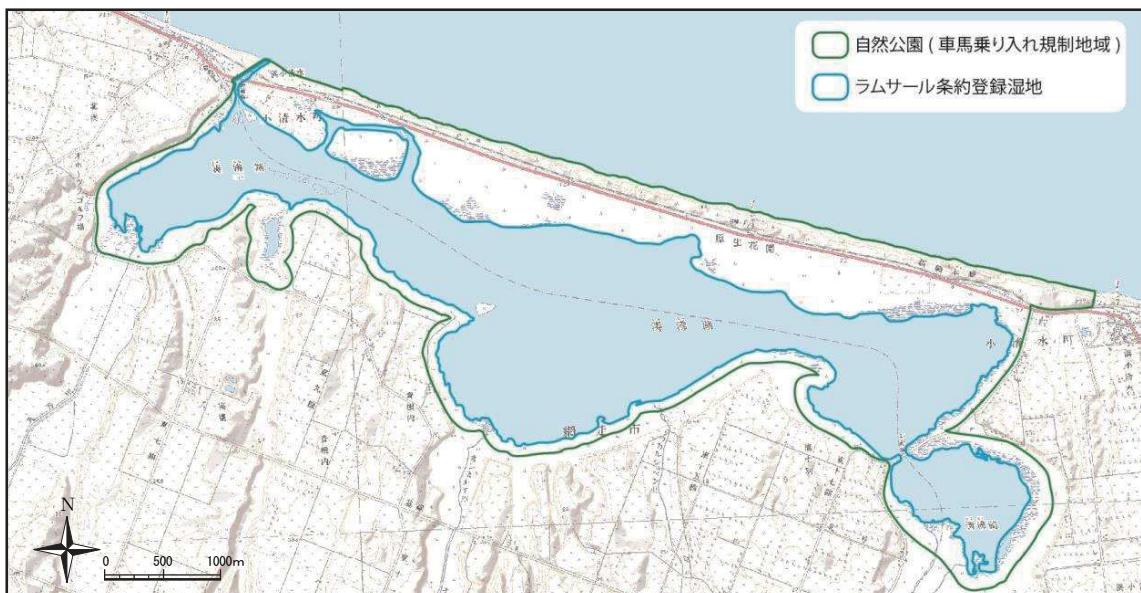


図1 自然公園(車馬乗り入れ規制地域)及びラムサール条約登録湿地の範囲

—メモ—

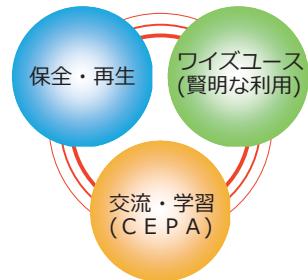
国指定鳥獣保護区:鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定されるもので、鳥獣保護区内では狩猟が認められないほか、特に必要と認める区域は、一定の開発行為が規制される特別保護地区として指定されています。

国定公園:国立公園に準じる景勝地として自然公園法に基づき指定されるもので、自然公園法は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としており、濤沸湖及びその周辺に関しては、特別保護地区・特別地域に指定され、一定の行為が規制されているほか、スノーモービルなどの車馬等乗入れ規制地区になっています。

1. ラムサール条約とワイズユース

ラムサール条約の正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、湿地の保全と、ワイズユース（賢明な利用）を進める条約です。条約の目的である、湿地の「保全（・再生）」と「ワイズユース（賢明な利用）」、そしてこれらを支え、促進する「交流・学習（C E P A）」、これが条約の基盤となる3つの考え方です。

この3つの柱は、互いに支えあっています。湿地の適切な「保全・再生」には、生態系に配慮した持続可能な「ワイズユース」が不可欠です。「ワイズユース」は、「保全・再生」が行われている健全な湿地の恵みに支えられています。また、「保全・再生」と「ワイズユース」を推進するためには、湿地に関わる関係者の「広報・教育・参加・普及啓発」活動が推進力として大きな役割を果たします。



生きものに溢れたすばらしい濁沸湖を、ラムサール条約の理念である「保全・再生」・「ワイズユース（賢明な利用）」・「交流・学習」のもと、持続可能なかたちで後世に引き継いでいくことが我々の責務であると考え、『濁沸湖 保全と利用のためのルール』にまとめました。



— 濁沸湖がラムサール条約登録湿地に選定されたポイント —

- ・汽水湖、低層湿原が我が国を代表する湿地である
- ・タンチョウ（絶滅危惧II類、国内希少野生動植物種）が生息する
- ・汽水湖、塩性湿地、淡水湿地など多様な自然環境を背景に、多様な植物、ガンカモ類、タンチョウ、底生生物などが生息し、生物多様性が高い
- ・渡りの時期のガンカモ類の最大渡来数が約67,000羽となっており、定期的に2万羽以上の水鳥を支えている（平成17年度の数値）
- ・5種の水鳥（オオハクチョウ、ヒシクイ、ヒドリガモ、ミコアイサ、ウミアイサ）について、東アジア地域全体で確認される個体数の1%以上を定期的に支えている



ヒドリガモの群れ

2. 濤沸湖の魅力

濤沸湖は、川の水と海の水が混じり合う“汽水”という特殊な環境であり、ここには様々な生きものたちが生活の場として集い、利用しています。

濤沸湖で注目したいのは、四季を通してみることができる様々な野鳥たちです。シギ・チドリ類やガン・カモ類などの水鳥は非常に多くみられ、特に秋の渡りシーズンには種数も、個体数も豊富になり、姿だけではなく、飛び立つ際の羽音や鳴き声などは訪れる方々を感動させます。加えて、濤沸湖はこの豊かな自然を背景に、タンチョウやオジロワシといった希少野生動物にめぐり合うことができる、特別な場所でもあります。

また、濤沸湖の周辺に広がる湿生草原には、初夏になるとヒオウギアヤメが一面に咲き、小清水原生花園やその一帯の海浜砂丘帯には、エゾスカシユリやエゾキスゲ、ハマナスなど、様々な野草を観賞することができます。このほか、トプッ（to-put/アイヌ語で“湖の口”=白鳥公園付近）では、潮の流れとともに移動するカレイ類やハゼ類、モクズガニなどの様々な水辺の生きものを観察することができます。

そして、濤沸湖で人の心を魅了するのは、生きものだけではありません。海跡湖（ラグーン）という湖の特徴的な生い立ちや、ここで暮らす方々の文化・歴史、さらには濤沸湖とともに眺望できるオホーツク海や斜里岳は、濤沸湖を訪れる方々の心を惹きつけます。



3. ルール作成の経緯

平成24年5月に濤沸湖全体の環境学習や保全調査の拠点施設となる『濤沸湖水鳥・湿地センター』が開館しました。ラムサール条約の理念であるワיזユース等について広く普及啓発を行う目的を達成するため、平成23年度からは環境省によるエコツーリズムプログラム整備事業がはじまりました。

濤沸湖は、道東地域の代表的な観光ルートである女満別空港～網走市～知床国立公園への動線上に位置し、また濤沸湖から南下することで阿寒摩周国立公園といった道東屈指の観光地へと足を運ぶことができる、観光ポテンシャルの高い地域です。近年の自然志向と相まって、国内外からの旅行者の増加が見られています。

しかし、これまで自然資源の持続的利用の『要（かなめ）』となる自然環境の取り扱いについて、考える機会はありませんでした。今後、自然の営みを無視した利用が多くなると、このすばらしい自然環境は劣化し、濤沸湖の魅力は大きく低下してしまいます。さらに、漁業や農業といった濤沸湖周辺で長年営まれている産業や濤沸湖周辺で生活している地域の方々とも、様々な場面で調整が図れなくなる可能性があります。

このような事情を背景として、濤沸湖の持続可能な利用を可能とするために、『濤沸湖 保全と利用のためのルール』作りを行うことが必要とされました。この課題について、平成23年度から3年間にわたり、濤沸湖を熟知している地域住民をはじめ、漁協や農協、観光組合などの各種地域産業、行政（網走市、小清水町、北海道オホツク総合振興局、国土交通省北海道開発局、環境省釧路自然環境事務所）、さらには地域の生きものに精通した専門家など、様々な分野の参加者で構成される「濤沸湖エコツーリズム検討会」を立ち上げて、議論を重ねてきました。また、平成24年3月には、地域の方々にエコツーリズムの理解を深めるための「濤沸湖エコツーリズム・シンポジウム」を開催し、意識を共有するとともに、知識を高めました。さらに、濤沸湖の利用と保全のあり方について、濤沸湖に関心の高い地域住民や日本野鳥の会、ネイチャーガイド、教育関係者などが集まり、平成25年3月、6月の2回のワークショップを通して、意見を交換し、知恵を出し合いました。そして、それらの意見を「濤沸湖エコツーリズム検討会」で議論し、濤沸湖のすばらしい自然を持続可能なかたちで後世に残していくための『濤沸湖 保全と利用のためのルール』としてまとめました。



4. 『濤沸湖 保全と利用のためのルール』

濤沸湖は長い歴史の中で、人々に様々な恩恵を与えてきました。また、濤沸湖の背景に広がる田園風景や、火入れ等により維持されてきた海岸草原は、人と自然の関わり合いのなかで形成られてきた風景であるといえます。

私たちは、人々の暮らしと生態系のバランスが調和した濤沸湖の風景が将来にわたって維持されていくことを願い、環境負荷の大きな構造物の設置や景観を乱す土地の改変は望みません。美しく豊かな濤沸湖の自然を財産として地域のみんなで守り育て、そして後世に伝えます。

◆ルールの目的

『濤沸湖 保全と利用のためのルール』は、濤沸湖の希有ですばらしい自然資源を未来に残すとともに、これらを持続的に地域の宝として利用していくこと、古くから漁業や農業等によりワイルドユースを実践してきた地域の方々と観光利用する方々との望ましい共存をはかることを目的とします。

◆ルールの対象者・対象範囲

対象者は、エコツアーガイドや観察会等の企画・運営者をはじめとして、観光利用者や地域に暮らす方々など、濤沸湖と関わり合う人達とします。

対象範囲は、濤沸湖に生息する生きものたちの分布などを考慮し、網走国定公園の一部（濤沸湖周辺）、国指定鳥獣保護区及びその周辺の樹林地や湿地とします。

◆エリアの区分

濤沸湖を利用する生きものたちは、特定の場所や時期、さらには時間帯など、種の特徴によって大きく異なります。そのため、『濤沸湖 保全と利用のためのルール』を考える際には、場所を基本として、時期や種の違いといった様々な視点から配慮を考える必要があります。本ルールでは、場所と時期を組み合わせることで適切な保全と利用をはかることを目指し、この地域を自然環境の違いによって、以下に示す3つのエリアに区分することとします。



図2 濤沸湖のエリア区分

(1) 濁沸湖の保全と利用のためのルール



“湿原・樹林エリア”の湖岸部分への立ち入りは 「極力」ご遠慮ください

[湿原・樹林エリア]

濁沸湖の南側にかけてみられる湿地～樹林へと連続性の保たれた環境は、人為の影響が小さく、様々な動物たちが繁殖場所としているほか、希少植物が生育しています。

特に、湿原・樹林エリアのうち、下図に示したとおり、緑色の斜線で網掛けした湖岸部分については、動植物の重要な生育・生息場所となっていることから、一年を通して極力保全する“重点保全エリア”とします。

利用は、極力控えることが求められますが、調査などにより立ち入る場合は、場所や時期を考慮するとともに、生きものに影響が及ばないように事前に「濁沸湖水鳥・湿地センター」に連絡・協議を行い、少人数での利用とするように心がける必要があります。



ただし、湖岸からやや離れたオンネナイ川の上流側（赤色の斜線で網掛けした場所）については、もっともデリケートな野鳥の繁殖時期（2～7月）以外は利用可能な“保全エリア”としますが、立ち入る場合は十分注意が必要です。

なお、濁沸湖周辺に住む地域住民の方は対象外です。

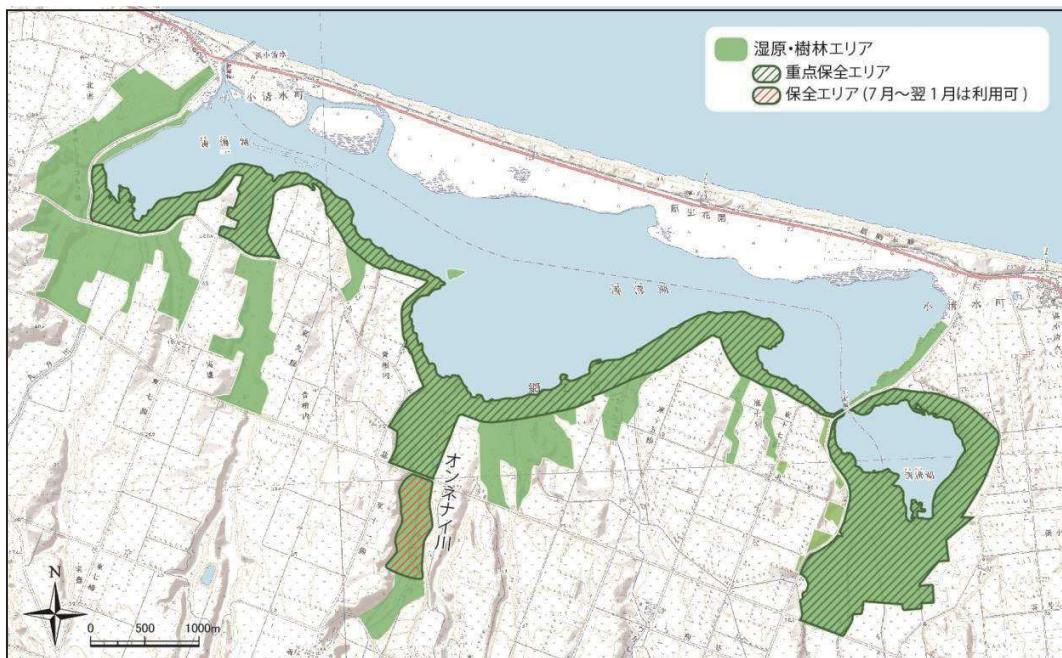


図3 “重点保全エリア”及び“保全エリア”的範囲

希少野鳥への配慮

湿原・樹林エリアの“重点保全エリア”および“保全エリア”には、タンチョウ（特別天然記念物）やオジロワシ（天然記念物）などの希少野生生物が営巣していることがあります。

濤沸湖におけるこれらの希少野生生物の繁殖組数は非常に少なく、観察圧などの人為的な影響によって営巣を放棄してしまった場合、地域資源として大きな損失となります。

したがって、これらの種の繁殖にとって重要な2～7月の立ち入りについては、極力避けることとし、立ち入りが必要な際は、濤沸湖水鳥・湿地センターに連絡・協議ください。

特に、タンチョウは、分布の大半が釧路地方に集中していますが、伝染病の発生などによる個体群への影響を回避するためにも、越冬を含めた生息地の分散が必要であり、濤沸湖の安定的な生息環境の確保は重要です。



タンチョウ



オジロワシ

希少植物への配慮

湿原・樹林エリアの林床には、絶滅の危機に瀕している希少な植物が生育しているため、むやみに大勢で林内に入り込んでしまうと、踏圧によって希少な植物に影響が及び、復元できなくなる可能性があります。

特に、湿原環境は、水と土地と野生生物が相互にかかわりあいを持った生態系として、その微妙なバランスの上に成立していることから、構造的に非常に脆弱であり、いったんバランスが崩れると、その回復は容易ではありませんので、足もとには注意してください。



クロバナロウゲ



クロユリ

調査研究の実施

濤沸湖で調査研究を検討している方は、濤沸湖水鳥・湿地センターに、事前に連絡・協議をお願いします。

なお、調査研究の内容に応じて、「センタースタッフ」、または「地域のボランティア」が同行する場合があります。



—メモ—

エキノコックス症 (p12) : エキノコックスという寄生虫によって引き起こされる感染症の一つで、人獣共通感染症です。キタキツネやイヌ、ネコ等の糞に混じったエキノコックスの卵を水や食物などを通じてヒトが体内に摂取することで感染します。

卵はヒトの体内で幼虫になり、肝臓に寄生、増殖し、数年から十数年間潜伏した後に肝機能障害を引き起こします。なお、人から人にうつることはありません。

エキノコックス症の感染を避けるため、キタキツネなど野生動物には触らないよう、また沢水は生で飲まないようにしてください。

“草原エリア”は足もとに注意！

[草原エリア]

濤沸湖の北側に広がる草原は、南岸の湿原・樹林エリアほどデリケートな環境ではありませんが、同エリアには美しい花々がみられ、また草原性の野鳥が繁殖場所として利用しています。

小清水原生花園などの適切な施設以外の草原エリアに立ち入って自然散策をする場合には、少人数での利用に留めるなどの配慮が必要です。

なお、私有地は立入禁止です。



草原性鳥類への配慮

春季～夏季にかけては、囀り（さえずり／繁殖期の雄が発する鳴き声）が聞こえることからも分かるように、多くの草原性鳥類が営巣場所として利用しています。

しかし、巣は外敵から守るために、隠すように作られるため、気が付かずに誤って踏んだり、あるいは近付きすぎてしまい親鳥が営巣を放棄してしまう可能性があります。そのため、野鳥の繁殖時期である4～8月については、草原内に立ち入らないように配慮をお願いします。



ノゴマ

チュウヒ

野草への配慮

湖岸の北側に広がる草原は、踏圧などの影響に対して比較的強い植物が生育していますが、踏圧の影響によっては枯死してしまう可能性があります。

花が咲いていると分かりやすいのですが、花期が終わると認識しづらく、また意識も薄れてしまうので、このような観点からも不用意に立ち入ることは避けましょう。



エゾスカシユリ

フデリンドウ

牧場への配慮

展望牧舎に隣接する馬の放牧エリア（小清水町）、及び濤沸湖水鳥・湿地センター隣の馬の放牧エリア（網走市）は、立ち入りが禁止されています。柵の外側から観察してください。



展望牧舎

調査研究の実施

濤沸ルール1の中の「調査研究の実施」(p7)の項目と同様です。

濤沸湖の湖面は、結氷期以外はカモ類をはじめとした水鳥類が頻繁に利用しています。しかし、湖岸における野鳥の繁殖状況などの利用実態について、十分な知見が得られていませんでした。

また、豊かな水産資源を保つ濤沸湖は、明治時代から漁場として利用され、現在でも魚種ごとの漁期や漁法に関する自主規制を設けながら漁を営んでいます。

このため、平成26年のルール策定の際には、現段階では結氷期以外の利用はせずに、今後、生きものの生息分布や繁殖状況等を明らかにした段階で、利用できる場所や時期などを勘案し、また漁業者の迷惑とならないよう利用を検討することとしました。

そして、この豊かな自然を後世に伝えるため、濤沸湖エコツーリズム推進協議会として、時期・ルート・時間帯などに加えて、滞在時間や出艇制限など細かな部分も定めた「湖面・湖岸のワイルドユースルール」を定め、小清水町観光協会の運営の下、モニタリングを兼ねたカヌーによる湖面利用を進めています。

なお、濤沸湖は浅化が進行しているとともに、湖底も泥化しているところがあり、このような場所に立ち入ることは危険です。加えて、湖口付近（濤沸湖水鳥・湿地センター付近）は潮流の影響を強く受けて流れが速いので、レクリエーション目的のボートやカヌーの利用はやめましょう。

ただし、漁師が操業する漁船は対象外です。



希少野鳥への配慮

湖面エリアに隣接する湿原・樹林エリアのヨシ原は、タンチョウが繁殖場所として利用している可能性があり、ここに不用意にボートやカヌーなどで近寄ってしまうと、巣を放棄してしまうおそれがあります。特に、強い北風が吹くと、南岸に押し流されてしまうため、湖面の利用はやめましょう。



漁船については、濤沸湖では漁業が盛んで、漁師は漁期になると頻繁に出漁していますが、タンチョウは漁師の容姿や作業内容を認識しており、危害を加えないか分かっているので警戒しないようです。

調査研究の実施

濤沸ルール1の中の「調査研究の実施」(p7)の項目と同様です。

また、濤沸湖で魚類等の調査を実施する場合は、北海道水産林務部及び網走漁業協同組合への届出が必要です。

濁沸ルール

4

“農地や農道は「立ち入り禁止」！”

湿原・樹林エリアに隣接する農地及び市道以外の農道は私有地です。そのため、「立ち入り」はご遠慮ください。

農家の方々は、ほ場に病原菌が侵入することを避けるために、ほ場ごとに長靴を履き替えるなど、最善の努力をしていますので、ご理解をお願いします。



濁沸ルール

5

結氷湖面の利用は安全対策を！

濁沸湖の氷は、地球環境の変化により年々薄くなってきていると考えられています。

このため、湖面を利用する場合は、氷がしっかりと張ったことを確認し、ライフジャケットを着用した上で十分注意して下さい。

なお、濁沸湖周辺に住む地域住民の方は対象外ですが、同様に安全確保を心がけてください。

また、2月頃になると、湿地・樹林エリアにおいて、希少鳥類が繁殖のための準備を始めます。そのため、湿地・樹林エリアの“重点保全エリア”および“保全エリア”には近づかないよう、配慮をお願いします。



濁沸ルール

6

当面のドローン使用について

航空法の制限や関係各法令・規則に従った上で、次の項目に十分ご注意ください。

○人や動物（鳥類など）が近くにいる中での利用は控えてください。

○回収可能な範囲で利用してください。

○事前に土地所有者、環境省釧路自然環境事務所、オホーツク総合振興局環境生活課などの協議・連絡を行ってください。

☆特に繁殖期の野鳥や猛禽類（時期を問わず）は神経質なため、これらに影響を与えるとのないよう、十分に配慮してください。

(2) 潤沢湖の保全と利用のためのマナー

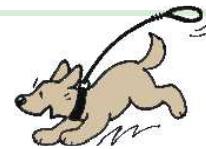
◆動植物の採取について

潤沢湖周辺では、自然公園法などで指定する指定植物や、北海道生物多様性保全条例で指定する希少野生動植物種など、動物や植物の採取が禁止されています。指定状況の有無に関わらず、むやみな動植物の採取、捕獲は慎みましょう。



◆ペットの扱いについて

動物観察を楽しむときは動物たちの生活を乱さないよう、ペットにはリードを付け、放さないようにしましょう。



◆野生動物への餌付けについて

野生動物に餌を与えると、本来、自然のものに含まれていない添加物や油分を摂取することで、病気になったり、季節的に移動していたものが居着いてしまったり、自力で餌をとる能力がなくなったりしてしまいます。

また、人と野生動物との距離が近くなることで、感染症の感染リスクが高まったり、他の野生動物から攻撃を受け、ケガをするおそれもあります。そのため、野生動物への餌付けは、禁止していますのでご理解とご協力をお願いします。



◆ごみの扱いについて

何気なく投げ捨てるゴミは、地域の方への迷惑となります。また、動物がゴミを食べ死んでしまうだけでなく、魚介類などをとおして人間への健康被害も懸念されます。ゴミを出さない工夫をしたり、ゴミ袋を持参してお持ち帰り下さい。



◆サイクリングについて

自転車は原動機付自転車と同様に「軽車両」という扱いとなります。交通ルールをしっかりと守り、自動車と同様に左側の車線を通行し、安全運転を心がけてください。



なお、国道244号線（潤沢湖周辺）には、自転車歩行者道が設定されています。



◆路上駐車について

路上駐車や車道上での観察は、車両の通行の妨げになるほか、危険ですのでやめましょう。潤沢湖周辺には、各所に駐車場が設置されているのでそちらをご利用ください。なお、冬期間は、積雪により駐車場が十分に確保できない場合もありますのでご了承ください。

(3) 濃沸湖の利用にあたっての注意事項

○注意1：濃沸湖での活動は自己責任で

濃沸湖及び周辺域には、危険な場所もあります。散策に適した服装、装備を持ち、安全に配慮して活動しましょう。

○注意2：危険生物への対策はしっかりと準備しましょう

濃沸湖及び周辺域には、ヒグマやスズメバチなどの危険な野生生物が生息しているので注意が必要です。

特に、ヒグマ対策としては、熊鈴や熊スプレーなどを携行するなどの十分な装備が必要です。ヒグマは、主要な移動経路として、南岸の樹林帯から藻琴山まで河畔林が連続しているオンネナイ川の流域を利用している可能性がありますので、このエリアについては特に十分な配慮が求められます。

○注意3：死亡した野鳥を見つけたら

死亡した野鳥は素手で触らないでください。野生の鳥は、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体があることがあります。また、野鳥の排せつ物等に触れた後は、「手洗い」と「うがい」をしっかりとしてください。水辺等に立ち寄って、糞を踏んでしまった場合は念のために靴底を洗ってください。

なお、死亡した野鳥を発見したら、以下までご連絡ください。

[北海道オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課 0152-41-0603（直通）]

○注意4：海岸部を含む濃沸湖一帯は「車馬等乗入れ規制地区」です(図1参照(p1))

海岸部を含む濃沸湖の一帯は、自然公園法で「車馬等乗入れ規制地区」に指定されているために、自動車をはじめ、エンジン付きボート（濃沸湖で操業する漁船を除く）、スノーモービルなどで乗り入れることはできません。

積雪期におけるウインターレッキング（湿原・樹林エリア及び草原エリア）については、スノーシューや歩くスキーなど、環境に調和した静かなものを活用してください。

—メモ—

高病原性鳥インフルエンザ：鳥類に対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスによる感染症のうち、高い病原性を示すウイルスに変異したものを高病原性鳥インフルエンザといいます。鶏に感染させた場合、高い確率で死亡させてしまう高病原性鳥インフルエンザについては渡り鳥等が関与している可能性があると指摘されています。

通常、ヒトに感染することはありませんが、濃厚接触をした場合きわめて稀に鳥インフルエンザウイルスがヒトに感染する場合があります。

「エサやり行為」によって野鳥が密集することで野鳥同士の接触が増え、濃沸湖で感染が拡大した場合、周辺の養鶏施設に甚大な影響を及ぼす危険性があります。

ディスタンスを保つききっかけとなる水鳥・野鳥へのエサやりは止めましょう。

また、野鳥の糞が靴底やタイヤなどに付着して、他の地域にウイルスが運ばれる場合もあり、適宜消毒に努めてください。

5. ルールの更新について

本ルールは、状況の変化に応じ、また利用者等の意見を取り込みつつ、濤沸湖を熟知している地域住民や農業、水産業、観光業などの各種産業、また行政、さらには地域の生きものに精通した専門家などによって構成される「濤沸湖エコツーリズム推進協議会」の協議によって、定期的に見直しをはかることとします。

6. 「濤沸湖水鳥・湿地センター」の役割

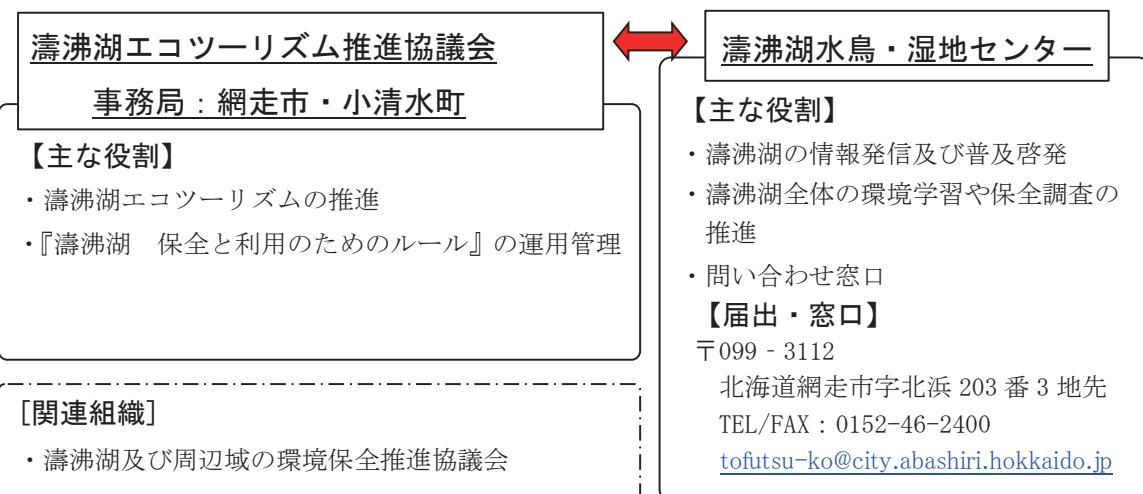
「濤沸湖水鳥・湿地センター」は、『濤沸湖 保全と利用のためのルール』の問い合わせ等の窓口の役割を担います。

また、『濤沸湖 保全と利用のためのルール』の普及・啓発、各種講習会の実施、濤沸湖や周辺域における自然情報の発信や、危険事項等のリスクについての注意喚起等を行います。濤沸湖でのエコツアーや自然観察等の開催、調査研究を実施する場合は、濤沸湖水鳥・湿地センターに事前の連絡・協議をしてください。

7. 『濤沸湖 保全と利用のためのルール』の普及および推進について

濤沸湖エコツーリズム推進協議会は、網走市及び小清水町が事務局となり、同協議会を運営して、『濤沸湖 保全と利用のためのルール』の質の向上に努めます。また、関連組織と連携をとりながら、濤沸湖のエコツーリズムを広く普及していくための継続的な取り組みを推進していきます。

この『濤沸湖 保全と利用のためのルール』を実際に守るのは皆さんですので、ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。





馬の放牧



第1次南極観測探検隊の耐寒訓練（昭和31年）



野鳥の観察会



小清水原生花園の野焼き



濤沸湖の漁業



濤沸湖エコツーリズム推進協議会

事務局：網走市生活環境課
(濤沸湖水鳥・湿地センター)
TEL 0152-46-2400
月曜休館

小清水町産業課
TEL 0152-62-4481

令和3年5月改定